

した場合には、損害賠償を速やかに行う。ただし、事業所の責に帰すべからざる事由による場合は、この限りではない。

3 事業者は、事故が生じた際には、その原因を解明し再発生を防ぐための対策を講じる。

(会計の区分)

第31条 事業者は、事業所ごとに経理を区分するとともに、指定居宅介護支援の事業の会計とその他の事業の会計とを区分する。

(従業者の資質向上の為に計画的な研修の実施に関する事項)

第32条 事業所は、居宅介護支援の質の評価を行い、常にその改善を図ることとし、業務の執務体制についても検証、整備する。

2 事業所は、職員の質的向上を図るために研修の機会を次のとおり設けるものとする。

(1) 採用時研修 採用後6ヶ月以内

(2) 継続研修 年1回

(記録の整備に関する事項)

第33条 事業者は、職員、設備、備品及び会計に関する諸記録を整備する。

2 事業者は、居宅サービス計画、サービス担当者会議等の記録その他の指定居宅介護支援の提供に関する記録を整備するとともに、その完結の日から5年間保存する。

(その他)

第34条 この規定に定める事項の外、運営に関する重要事項は医療法人博愛会と事業所の管理者との協議に基づいて定めるものとする。

附 則

この規定は、平成12年4月1日から施行する。

平成14年4月1日 改正

平成15年8月25日 改正

平成16年5月1日 改正

平成17年9月1日 改正

平成18年4月1日 改正

平成18年7月21日 改正

平成19年1月1日 改正

平成20年8月25日 改正

平成21年1月1日 改正

平成21年2月16日 改正

平成23年1月21日 改正